

平成26年 7月 1日  
(火曜日)

# 北海道教育委員会 公報

(号 外)

---

## 目 次

---

### 通達・通知

○北海道職員等の旅費支給規則の運用方針についての一部改正について等について…………… 1

---

## 通 達 ・ 通 知

---

教 給 第272号  
平成26年 7月 1日

各 次 課 長  
各 教 育 局 長  
各 所 管 機 関 の 長 様  
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長  
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

### 北海道職員等の旅費支給規則の運用方針についての一部改正について等について (通知)

北海道職員等の旅費支給規則の運用方針についての一部改正について(平成26年 6月 26日付け人委第189号)等の通知が別記 1 及び別記 2 のとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

#### 記

- 1 北海道職員等の旅費支給規則の運用方針についての一部改正について(平成26年 6月 26日付け人委第189号)(別記 1)
- 2 北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の運用方針についての一部改正について(平成26年 6月 26日付け人委第189号)(別記 2)

(教育職員局給与課給与制度グループ)

### 別記 1

人 委 第189号  
平成26年 6月 26日

北 海 道 総 務 部 長  
北 海 道 教 育 委 員 会 教 育 長  
北 海 道 警 察 本 部 警 務 部 長  
北 海 道 議 会 事 務 局 長  
北 海 道 監 査 委 員 会 事 務 局 長  
北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 様  
北 海 道 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長  
各 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長  
北 海 道 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 局 長  
札 幌 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
北 海 道 人 事 委 員 会 事 務 局 長

北海道人事委員会事務局長

### 北海道職員等の旅費支給規則の運用方針についての一部改正について(通知)

北海道職員等の旅費支給規則の運用方針について(平成 7年 3月 22日付け人委第973号通知)の一部が次のように改正されたので、平成26年 7月 1日以降に出発する旅行から、これによってください。

---

## 記

第1項第5号を次のように改める。

## (5) 職務の級

- ア 職員に適用される給料表、職務の級又は号俸により旅費額の算定に差異が生じない内国旅行（運賃の等級を3階級に区分する船舶を利用する旅行以外の旅行がこれに該当する。）にあつては、職務の級及び号俸の記入を要しないものとする。
- イ 旅行者が一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条の規定により任期を定めて採用された職員の場合にあつては、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれに掲げる方法に従い記入すること。
- (ア) 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員  
「職 級」の文字を「任期付職員」に書き換えて記入する。なお、当該職員が7号俸を超える給料月額を受けている場合には、7号俸と記入する。
- (イ) 任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員  
「職 級」の文字を「第1号任期付研究員」に書き換えて記入する。なお、当該職員が6号俸を超える給料月額を受けている場合には、6号俸と記入する。
- (ウ) 任期付研究員条例第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員  
「職 級」の文字を「第2号任期付研究員」に書き換えて記入する。なお、この場合にあつては、号俸の記入を要しないものとする。

(給与課給与グループ)

## 別記2

人 委 第189号  
平成26年 6 月26日

北 海 道 総 務 部 長  
北海道教育委員会教育長  
北海道警察本部警務部長  
北海道議会事務局長  
北海道監査委員事務局長  
北海道選挙管理委員会事務局長 様  
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長  
各海区漁業調整委員会事務局長  
北海道内水面漁場管理委員会事務局長  
札幌市教育委員会教育長  
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の運用方針についての一部改正について（通知）

北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の運用方針について（昭和38年2月15日付け38人委第65号通知）の一部が次のように改正されたので、平成26年7月1日以降に出発する旅行から、これによってください。

## 記

別紙の別表第3関係第2項第4号を次のように改める。

## (4) 職務の級欄の記入は、次によること。

- ア 職員に適用される給料表、職務の級又は号俸により旅費額の算定に差異が生じない内国旅行（運賃の等級を3階級に区分する船舶を利用する旅行以外の旅行がこれに該当する。）にあつては、職務の級及び号俸の記入を要しないものとする。
- イ 旅行者が一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条の規定により任期を定めて採用された職員の場合にあつては、次に掲げる職

- 員の区分に応じて、それぞれに掲げる方法に従い記入すること。
- (ア) 任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員  
「職 級」の文字を「任期付職員」に書き換えて記入する。なお、当該職員が 7 号俸を超える給料月額を受けている場合には、7 号俸と記入する。
  - (イ) 任期付研究員条例第 3 条第 1 号の規定により任期を定めて採用された職員  
「職 級」の文字を「第 1 号任期付研究員」に書き換えて記入する。なお、当該職員が 6 号俸を超える給料月額を受けている場合には、6 号俸と記入する。
  - (ウ) 任期付研究員条例第 3 条第 2 号の規定により任期を定めて採用された職員  
「職 級」の文字を「第 2 号任期付研究員」に書き換えて記入する。なお、この場合にあつては、号俸の記入を要しないものとする。

（給与課給与グループ）

